

放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）について

1 背景、現状の取組及び運営上の課題

本市では、これまで、待機児童解消に向けた放課後児童クラブの新規開設等の量的拡充を最優先に取り組んできた結果、平成28年12月に待機児童が解消されて以降、現在まで待機児童ゼロを継続している。一方で、これまで利用ニーズを踏まえた開設時間の延長や特別な支援を要する児童に対する支援員の加配対応等、質的拡充にも取り組んできたところであるが、近年の放課後児童クラブの箇所数の増加に伴い、安定的な人材確保や支援員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において課題が生じている。

また、児童にとって放課後児童クラブは、学校よりも長い時間を過ごす場にもなり、異なる年齢や発達の状況にある仲間と共に、多様な社会的経験が可能となる貴重な場でもある。昨今の子どもの生活の状況を見ると、習い事や塾などで忙しく、ゆっくりと家で過ごす時間が少なくなっていることや、様々な体験機会が不足していることが課題となっている。これらに関連して、利用児童や保護者からは、「外での活動を含めた多様な遊びや行事等の提供」、「集団で過ごす活動や体験の充実」、「自由に過ごすことができる時間の充実」を望む声が多い状況にある。

こうしたことから、今後は児童がより充実した放課後を過ごすことができるよう、さらなる質的拡充の取組を進めていく必要がある。

なお、運営面に関しては、平成29年度行政評価において、「他都市では民間で運営している事例も多く、外部委託等効率的な運営方法について検討すること」とされている。

2 目指すべき方向性

上述した背景などを踏まえ、放課後児童クラブにおける今後の目指すべき方向性として、児童が安心して楽しく放課後の時間を過ごすことはもとより、児童の主体性を尊重しながら、遊びや生活を通して、「多様な学びや経験により、子どもの豊かな人間性や社会性を育む」、「自ら学び考えることにより、子どもの自主性や自律性を育む」ことに、より重点を置き取組を進めていくものとする。

【目指すべき方向性における視点】

- ・ 子ども一人ひとりの経験の機会をどのように充実させるか
- ・ 放課後児童クラブでどのような育成支援を行うか
- ・ 子どもたちが安心して放課後を過ごすことができる場、学校とは異なる人間関係を築くことができる場として、放課後児童クラブが機能しているかどうか



【視点を踏まえ推進する取組】

- ①提供するプログラムに関すること
 - ・ 児童の興味・関心に配慮し、体験活動等を取り入れた多様なプログラム提供
 - ・ 巡回等の体制強化による提供プログラムの均質化・良質化
- ②支援員の専門性に関すること
 - ・ 支援員に求められる専門性と人材育成の視点を持った研修体制の構築
 - ・ 現場の実態を把握し、活動内容や児童への支援の質の向上に繋げるための巡回指導体制の確立
- ③支援員の処遇に関すること
 - ・ 労働時間等の弾力的な設定と雇用の安定化
 - ・ 適切な人材確保によるクラブ運営の安定化

3 今後の運営の在り方

現状の運営における課題に対し、民間事業者の知識や経験、手法を活かしながら、利用児童の興味・関心に配慮し、体験活動などを取り入れた提供プログラムの構築、また、放課後児童支援員の資質向上を図り、放課後児童クラブの質的拡充を目指すための運営手法として、民間委託を導入する。

4 民間委託に関する基本的な考え方

(1) 市の責務

市は放課後児童クラブの実施主体として、受託者において適正に放課後児童クラブ運営が行われ、質的拡充が図られるよう必要な措置を講じる責務を負う。

項目	内容
①情報提供, 説明, 相談	利用者からの相談に適切に応じ、丁寧な説明や情報提供等に努める。
②受託者への運営の引継ぎ	受託者への引継ぎが円滑に行われるよう、十分に配慮し必要な対応をとる。
③運営状況の把握	提供プログラムをはじめ、特別な支援を要する児童への対応状況、支援員の処遇に配慮しているかなど、適正に運営が行われているか適宜把握する。
④関係者との連携	円滑な運営に向け、家庭、学校、地域、受託者と連携を図るとともに、適宜必要な調整を行う。
⑤運営に関する苦情対応	利用者並びに支援員等からの苦情を適切に受け、早期解決を図る。
⑥委託運営の検証	契約の履行状況の確認、利用者からの意見徴取、自己評価、第三者評価等の総合的な視点から、委託運営による効果を検証する。

(2) 受託者の責務

受託者は放課後児童クラブの運営主体として、次に掲げる事項に沿って適正に事業を運営する責務を負う。

ア 事業の目的を十分に理解し、児童の育成支援や安全の確保を図るとともに、児童が安心して利用できる環境づくりに努めること。

イ 公平で公正な運営を行うとともに、利用者の心情や家庭環境等に配慮し、きめ細かなサービスの提供に努めること。

ウ 家庭、学校、地域、市との連携を図り、適切に運営すること。

エ 適切な労務管理を行い、支援員の雇用の安定化を図ること。

オ 放課後児童健全育成事業に関する関係法令等を遵守すること。

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）
- ・ 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年旭川市条例第 47 号）
- ・ 旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例（平成 29 年旭川市条例第 31 号）
- ・ 旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例施行規則（平成 29 年規則第 18 号）
- ・ その他の関係法令等

